



群馬県報

平成21年
3月3日(火)
第8666号

■ 目 次

ページ

規 則

- 違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則
の一部改正(交通指導課) 2

告 示

- 解除予定保安林(森林保全課) 3

公 告

- 都市公園法の規定による供用開始(自然環境課) 3
○土地改良事業の完了(農村整備課) 3
○平成21年度前期技能検定等の実施(職業能力開発課) 3
○開発工事の完了(建築住宅課) 6
○平成21年二級建築士試験の実施(同) 7
○平成21年木造建築士試験の実施(同) 8

■規則

違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月三日

群馬県知事 大澤正明

群馬県規則第六号

違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則の一部を改正する規則

違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則(昭和六十二年群馬県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

表の車両の移動に係るもの項中

「一台につき一万元円」

「車両重量が二ト
未満の車両が二ト
未満」

「車両重量が二ト
未満の車両が二ト
未満」

「車両重量が二ト
未満の車両が二ト
未満」

「一台につき一万五千円」

「一台につき一万五千円」

「一台につき一万五千円」

に改める。

「一台につき一万五千円」

「一台につき一万五千円」

「一台につき一万五千円」

附則

2 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
この規則の施行の日前に違法駐車車両を移動した場合の負担金の額については、改正後の違法駐車車両を移動した場合に当該車両の運転者等又は使用者等が納付すべき負担金の額を定める規則の規定にかわらず、なお従前の例による。

■ 告示

◎群馬県告示第49号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

- 1 解除予定保安林の所在場所 桐生市新里町新川字不二山3145の9、3145の32、3145の38
- 2 保安林として指定された目的 干害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

■ 公告

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

- 1 都市公園の名称 5・6・1号つつじが岡公園
- 2 都市公園の位置 館林市花山町、尾曳町及びつつじ町地内
- 3 都市公園の区域 別添図面のとおり。「別添図面」は省略し、その図面を群馬県環境森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。
- 4 都市公園の供用開始日 平成21年3月3日

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

土地改良事業の名称	施行者の名称	工事完了年月日
東吾妻町営松谷盛土土地改良事業	東吾妻町	平成20年3月31日

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、平成21年度前期技能検定並びに平成21年度技能検定随時3級、基礎1級及び基礎2級の実施について、次のとおり公示する。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

- 1 実施職種

- (1) 1級及び2級 園芸装飾、造園、鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。）、金属熱処理、粉末冶金（成形・再圧縮に係るものに限る。）、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、数値制御フライス盤、平面研削盤、円筒研削盤、心無し研削盤、ホブ盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、放電加工、金属プレス加工、鉄工（製缶及び構造物鉄工に係るものに限る。）、建築板金、工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。）、仕上げ、切削工具研削（工作機械用切削工具研削に係るものに限る。）、ダイカスト（コールドチャンバダイカストに係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、産業車両整備、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。）、建具製作、プラスチック成形（射出成形に係るものに限る。）、石材施工（石張りに係るものに限る。）、とび、左官、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、アクリルゴム系塗膜防水工事、シリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。）、熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。）、サッシ施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）及びフラー装飾
- (2) 3級 園芸装飾、造園、金属熱処理、機械加工（普通旋盤、数値制御旋盤、フライス盤、平面研削盤及びマシニングセンタに係るものに限る。）、仕上げ（機械組立仕上げに係るものに限る。）、機械保全、電子機器組立て、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事及びカーペット系床仕上げ工事に係るものに限る。）、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラー装飾
- (3) 単一等級 路面標示施工
- (4) 隨時3級 さく井、鑄造、鍛造、機械加工（普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金に係るものに限る。）、工場板金（機械板金に係るものに限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全に係るものに限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て、変圧器組立て、配電盤・制御盤組立て、開閉制御器具組立て及び回転電機巻線製作に係るものに限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装（建築塗装、金属塗装、鋼橋塗装及び噴霧塗装に係るものに限る。）及び工業包装
- (5) 基礎1級及び基礎2級 さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装
- (6) 基礎2級 紙器・段ボール箱製造
- 2 試験の方法 実技試験及び学科試験によって行う。
- 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所
- (1) 実技試験

ア 実施期日

(ア) 1級、2級、3級及び単一等級 試験は、平成21年6月8日(月)から同年9月13日(日)までの間において、群馬県職業能力開発協会(以下「職能協会」という。)が指定する日に行う。

(イ) 隨時3級、基礎1級及び基礎2級 試験は、平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

イ 実施場所 実施場所は、職能協会から受検申請者あて別途通知する。

ウ 問題の公表

(ア) 1級、2級、3級及び単一等級 実技試験の問題は、あらかじめ平成21年6月1日(月)に職能協会に掲示する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(イ) 隨時3級、基礎1級及び基礎2級 実技試験の問題は、あらかじめ職能協会から受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日 試験は、検定職種ごとに次のとおり行う。ただし、随時3級、基礎1級及び基礎2級は、平成21年4月1日(水)から平成22年3月31日(水)までの間において、職能協会が指定する日に行う。

検定職種	期日
○3級 園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、左官、ブロック建築、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示及びフラー装飾	平成21年7月26日(日)
○1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工及び塗装 ○3級 金属熱処理	平成21年8月23日(日)
○1級及び2級 粉末冶金 ^や 、機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成21年8月30日(日)
○1級及び2級 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装及びフラー装飾 ○単一等級 路面標示施工	平成21年9月6日(日)

イ 実施場所 実施場所は、職能協会から受検申請者あて別途通知する。

4 受検手数料の納付方法等

(1) 受検手数料は、群馬県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成12年群馬県条例第68号)別表に定める額とする。

(2) 受検手数料の納付方法 実技試験及び学科試験を受ける者は、それぞれの手数料の額を確認して、職能協会の指定する郵便局の口座に納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除に係る手数料の納付は、要しない。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、納付した手数料は、返還しない。

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先 郵便番号372-0801 伊勢崎市宮子町1211番地の1 群馬県職業能力開発協会 電話0270(23)7761又は7762

(3) 受付期間

ア 1級、2級、3級及び単一等級 平成21年4月2日(木)から同月15日(水)まで。ただし、郵送による場合は、同月15日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。

イ 随時3級及び基礎1級、基礎2級 随時受付

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書及び案内書は、職能協会で交付する。なお、申請書及び案内書の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、120円分の切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及びその双方に合格した者については、職能協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者(金属熱処理を除いた3級職種に係るものに限る。)の番号は、平成21年8月28日(金)に、技能検定合格者(1級、2級、3級(金属熱処理に限る。)及び単一等級)に係るものに限る。)の番号は、同年10月2日(金)に、それぞれ県庁2階県民センター前掲示板、群馬県ホームページ及び職能協会の掲示版において掲示する。ただし、随時3級、基礎1級及び基礎2級は除く。

(3) 技能検定合格証書等の交付 1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の合格証書が交付され、2級及び3級の技能検定の合格者には群馬県知事名の合格証書を交付する。このほか、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定の合格者には、厚生労働大臣から技能士章が交付される。

7 その他 技能検定について不明な点は、群馬県職業能力開発課又は職能協会に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

番号	開発区域に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町南大島1193-4	邑楽郡明和町新里3番地1 サンセールC103 田部井貴之
2	邑楽郡邑楽町大字中野字道陸神3508-3、3508-16	邑楽郡邑楽町大字中野3489番地 森田清
3	佐波郡玉村町大字樋越693	伊勢崎市韮塚町1182番地4 津久田住宅101 八木真二

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成21年二級建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

1 試験の期日及び時間

(1) 学科の試験 平成21年7月5日(日)

学科I(建築計画)及び学科II(建築法規) 10:00~13:00(3時間)

学科III(建築構造)及び学科IV(建築施工) 14:10~17:10(3時間)

(2) 設計製図の試験 平成21年9月13日(日) 11:30~16:00(4時間30分)

2 試験の場所

(1) 学科の試験 群馬県立前橋工業高等学校 前橋市石関町137-1

(2) 設計製図の試験 群馬県立前橋工業高等学校 前橋市石関町137-1

3 試験の申込手続

(1) インターネットによる申込み 平成16年以降に二級建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成21年4月1日(水)から同月7日(火)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

(2) 受付場所における申込み

ア 申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成21年4月13日(月)から同月17日(金)まで

(イ) 時間 午前10時から午後4時まで

イ 申込書の受付場所 群馬建設会館4階第5会議室 前橋市元総社町2-5-3

ウ 学科の試験の免除者の申請 平成19年又は平成20年の二級建築士試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

エ 申込方法 申込書の受付は、原則として上記3(2)イの受付場所に申込者本人が申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情があり直接申込みできない場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

4 合格者の発表及び合否の通知 平成21年12月3日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験については、同年8月25日(火)(予定)。

5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター等に掲示する。

6 その他

- (1) 設計製図の試験の課題は、平成21年6月10日(水)ごろから財団法人建築後術教育普及センター支部、都道府県建築士会の事務所及び学科の試験場に掲示する。
- (2) 試験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ試験申込時にその旨を申し出ること。
-

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成21年木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、同法第15条の6第1項の規定により、財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成21年3月3日

群馬県知事 大澤正明

1 試験の期日及び時間

- (1) 学科の試験 平成21年7月26日(日)

学科I(建築計画)及び学科II(建築法規) 10:00~13:00(3時間)

学科III(建築構造)及び学科IV(建築施工) 14:10~17:10(3時間)

- (2) 設計製図の試験 平成21年10月11日(日) 11:30~16:00(4時間30分)

2 試験の場所

- (1) 学科の試験 群馬県立前橋工業高等学校 前橋市石関町137-1

- (2) 設計製図の試験 群馬県立前橋工業高等学校 前橋市石関町137-1

3 試験の申込手続

- (1) インターネットによる申込み 平成16年以降に木造建築士試験の申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成21年4月1日(水)から同月7日(火)まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 申込方法 財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し、申し込むこと。

- (2) 受付場所における申込み

ア 申込受付期間及び時間

(ア) 期間 平成21年4月13日(月)から同月17日(金)まで

(イ) 時間 午前10時から午後4時まで

イ 申込書の受付場所 群馬建設会館4階第5会議室 前橋市元総社町2-5-3

ウ 学科の試験の免除者の申請 平成19年又は平成20年の木造建築士試験の学科の試験(住所地の変更等の事由による場合は、他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書を添付することにより行う。

エ 申込方法 申込書の受付は、原則として上記3(2)イの受付場所に申込者本人が申込書を直接提出することにより行う。ただし、やむを得ない事情があり直接申込みできない場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されているものに限り、郵送を認める。郵送の場合は、申込受付最終日までの消印のあるもので、あて先を明記し所要の郵便切手をはった受験票返送用封筒を同封し、必ず書留速達とする。

- 4 合格者の発表及び合否の通知 平成21年12月3日(木)(予定)。合格者に合格の旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験については、同年9月8日(火)(予定)。
- 5 合否判定基準の公表 合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター一部等に掲示する。
- 6 その他
 - (1) 設計製図の試験の課題は、平成21年6月10日(水)ごろから財団法人建築後術教育普及センター一部、都道府県建築士会の事務所及び学科の試験場に掲示する。
 - (2) 試験に際し、身体に障害があるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ試験申込時にその旨を申し出ること。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
